

1 学校法人会計について

国や地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、学校法人会計基準に従い会計処理を行い、財務に関する計算書類を作成し公認会計士又は監査法人の監査を受け、所轄庁へ提出することが義務づけられています。

2 学校法人会計と企業会計の違い

学校法人会計と企業会計の違いは、その目的にあります。

(1) 企業会計

企業は、営利活動を目的としており、適正な期間損益計算を行い、株主、債権者、投資家等の利害関係者に対して、每期会社の財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的としています。

(2) 学校法人会計

学校法人は、教育研究活動を目的としており、教育研究活動に関わる支出等の原資の大半は、学生生徒納付金、補助金等が財源であることから公共性が極めて高く、教育研究活動の安定性、永続性の確保のため、収支の均衡を図り財務の健全性を確立することを目的としています。

区分	学校法人会計	企業会計
目 的	教育研究活動	営利活動
会計基準	学校法人会計	企業会計原則等
計算書類	資金収支計算書 活動区分資金収支計算書	キャッシュフロー計算書
	事業活動収支計算書	損益計算書
	貸借対照表	貸借対照表等

3 計算書類について

(1) 資金収支計算書

資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金及びいつでも引き出すことができる預貯金という。)の収入及び支出のてん末を明らかにすることを目的としています。

(2) 活動区分資金収支計算書

活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書を「①教育活動による資金収支」「②施設整備等活動による資金収支」「③その他の活動による資金収支」の3つの活動区分別に表示した計算書で、活動ごとの収支状況を明らかにすることを目的としています。

(3) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、当該会計年度の収支を経常的な収支と臨時的な収支(特別収支)に区分し、経常的な収支については、本業である教育活動収支と、財務活動を中心とする教育活動外収支に分けて、内容を明らかにするとともに、当該会計年度の基本金組入額を控除して事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにすることを目的としています。

(4) 貸借対照表

貸借対照表は、当該会計年度末の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにすることを目的としています。資産の部、負債の部、純資産の部から構成され、企業会計では流動性配列法（流動資産及び流動負債から並べる方法）が採用されているのに対し、学校法人会計では固定性配列法（固定資産及び固定負債から並べる方法）が採用されている点に特徴があります。